

事業者の
皆さまへ

事業所から出るごみを、 適切に処理できていますか？



事業所で発生したごみは、
排出事業者自らが責任を持って処理しなければなりません。

適正にごみ処理を委託しても委託業者が不適正なごみ処理を行った場合には、
排出事業者が責任を追及されることがあります。

産業廃棄物の標準的な処理の流れ

事業系ごみを適正に処理するために必要な情報について、
④マニフェストの管理 まで説明していきます。



①適正な分別
2ページ



②処理業者との契約
2ページ



③ごみの保管と引渡し
3ページ



④マニフェストの管理
3ページ

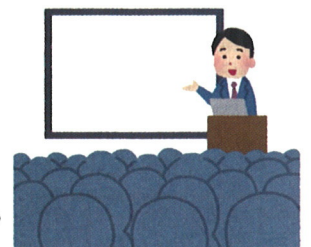
チェックしてみてください!!

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------|
| ・分別：事業所からでるごみの種類を知っている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・契約：ごみの収集運搬・処分を委託している業者を知っている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・契約：契約を書面で締結している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・契約：事業所から出たごみがどのように処理されているか知っている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・契約：ごみ処理にかかっている金額を知っている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・引渡し：マニフェストを交付している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・管理：マニフェスト・契約書を5年間保管している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

1つでも「いいえ」にチェックが入ったあなた、自分が出したごみを他人任せにしていますか？

正しいごみ処理のしかたを 動画配信中！

事業所から出るごみ処理のしかたを、わかりやすく動画にしました。
廃棄物対策課HPに掲載しているほか、DVDの貸出も行っていきますので
研修などでご活用ください。また、出張講座も随時受付しています。
ご希望の方は **事業所指導担当(☎089-948-6959)** までご連絡ください。



詳しくは、
松山市HPで検索


廃棄物適正処理 動画

検索

①適正な分別

事業系ごみは、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**に分かれます。
それぞれ処分先が異なりますので、下表を参考に分別し、適切な処分先へ
 自ら運搬するか、許可を受けた収集運搬業者に運搬を委託してください。



ごみの種類		処理先																	
産業廃棄物 法令で定められているもの	廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ゴムくず、 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 鋳さい、産業廃棄物を処分するために処理したもの	 産業廃棄物処理業者																	
	下記①～⑦のものは、業種により 産業廃棄物 (カッコ内が指定業種)となりますが、 指定業種以外の飲食店、小売店、オフィスなどから出る場合、 事業系一般廃棄物 となります。																		
事業系一般廃棄物 産業廃棄物以外のもの	可燃物 ○生ごみ、残飯 ○リサイクルできない紙類 ・紙皿・紙コップ・500ml未満の紙パック類 ・使用済みの紙ナプキン・ティッシュペーパー ○落ち葉、草(土は取り除く) プラスチック類は混入させないでください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処分先名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南クリーンセンター</td> <td>松山市市坪西町1000番地1</td> <td>089-971-8862</td> </tr> <tr> <td>西クリーンセンター</td> <td>松山市大可賀3丁目525番地6</td> <td>089-953-1153</td> </tr> </tbody> </table> 黄色透明袋に入れてください。	処分先名	住所	電話番号	南クリーンセンター	松山市市坪西町1000番地1	089-971-8862	西クリーンセンター	松山市大可賀3丁目525番地6	089-953-1153								
	処分先名	住所	電話番号																
	南クリーンセンター	松山市市坪西町1000番地1	089-971-8862																
西クリーンセンター	松山市大可賀3丁目525番地6	089-953-1153																	
リサイクルできるもの ○紙ごみ(OA用紙、新聞・情報誌、段ボール、 500ml以上の紙パック類、 機密書類、本・雑紙)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>古紙問屋名(参考)</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛故繊維再生(株)</td> <td>松山市日の出町10-55</td> <td>089-943-0443</td> </tr> <tr> <td>(株)カネシロ</td> <td>松山市空港通5丁目7-2 松山市北吉田町1293-1</td> <td>089-973-2480</td> </tr> <tr> <td>故紙リサイクルセンター(株)</td> <td>松山市鷹子町690-1</td> <td>089-976-4485</td> </tr> <tr> <td>(株)ロイヤルアイゼン</td> <td>松山市東長戸1丁目3-22</td> <td>089-924-8583</td> </tr> <tr> <td>(株)金城滋商事</td> <td>松山市南吉田町2222-1</td> <td>089-972-6688</td> </tr> </tbody> </table>	古紙問屋名(参考)	住所	電話番号	愛媛故繊維再生(株)	松山市日の出町10-55	089-943-0443	(株)カネシロ	松山市空港通5丁目7-2 松山市北吉田町1293-1	089-973-2480	故紙リサイクルセンター(株)	松山市鷹子町690-1	089-976-4485	(株)ロイヤルアイゼン	松山市東長戸1丁目3-22	089-924-8583	(株)金城滋商事	松山市南吉田町2222-1	089-972-6688
古紙問屋名(参考)	住所	電話番号																	
愛媛故繊維再生(株)	松山市日の出町10-55	089-943-0443																	
(株)カネシロ	松山市空港通5丁目7-2 松山市北吉田町1293-1	089-973-2480																	
故紙リサイクルセンター(株)	松山市鷹子町690-1	089-976-4485																	
(株)ロイヤルアイゼン	松山市東長戸1丁目3-22	089-924-8583																	
(株)金城滋商事	松山市南吉田町2222-1	089-972-6688																	
○剪定枝などの木くず ○食品循環資源 (リサイクルできる生ごみ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処分先名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター</td> <td>松山市萩原乙24番地3</td> <td>089-995-0181</td> </tr> </tbody> </table>	処分先名	住所	電話番号	(株)ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター	松山市萩原乙24番地3	089-995-0181												
処分先名	住所	電話番号																	
(株)ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター	松山市萩原乙24番地3	089-995-0181																	



②処理業者との契約 <業者選定と契約>

産業廃棄物の処理を業者に委託する際には、排出するごみを処理することが
 できる、許可のある業者を選定しなければなりません。



業者選定のポイント

- ・業者の許可証を確認し、排出するごみの種類が「事業の範囲」に含まれているか。
- ・業者の施設の実地確認等により、廃棄物の飛散流出等が無いかな。
- ・業者が行政処分の対象となっていないか。
- ・他社と比べて著しく料金が安い設定となっていないか。

産業廃棄物
許可業者情報
こちらで検索

松山市の許可業者

松山市HP [<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>] で検索

産業廃棄物処理業者



産業廃棄物処理業者検索サイト



愛媛県の許可業者

愛媛県HP [<http://www.pref.ehime.jp/>] で検索

産業廃棄物処理業者



産業廃棄物の処理を委託する際には、法律でルールが決められています。

委託契約のポイント

- ・排出事業者は、収集運搬業者・処分業者それぞれと、書面にて契約を締結する。
- ・契約書には、法定記載事項を盛り込み、「許可証」の写しを添付する。
- ・契約書及び添付書類は、契約の終了日から5年間保存する。